

(第 68 号)

The School Health (No 68)

昭和 42 年 7 月 10 日 発行
(隔月発行)

学校保健

財團法人 日本學校保健会会報

領便 1 部 35 田 (送耕井)

前から存在している保健管理について、度的に確立したのである。そして戦後も、法令によって制度的確立ができたのが、昭和33年であった。昭和33年に実施が始まった学校保健法と学習要領改訂は、戦後における学校保健の変革の最大のピークである。しかしそれも明年をもつてはやくも十周年を迎えることになる。

この十年間は昭和33年の歴史的年度に対して無変化であつたわけではない。昭和24年に始まる学校保健計

しかし幸いにも、戦後の変遷には、まことに見べきものがある。即ち学校保健の内に大きく教育課程が編入されたことと、一般的の教師が全面的に関係せざるを得なくなつたことである。具体的には保健体育という教科が創設され、昭和33年以後においては、特別教育活動、学校行事における保健活動が明示され教職員全体が学校保健に関与し、PTA保健活動もあり、戦前からあつた保健管理との関係もあり、これらのことからを調整連絡していくために、保健主任を別

学校保健が明治以来の大きな変革にさられたのは、実に昭和20年の終戦によってである。そして、その変革の基礎は学校教育そのものの変革によつてである。しかし、考えわばならないことは、学校教育と学校保健との関係の度合いである。学校教育に変化があるとき、それを直ちにうけて学校保健に大きな変化があることは限らないからである。

画実施要領は近来ようやく渗透し、学校保健法の制定に対し、その改正補足をさえいうものがでてきている。事実その必要が環境衛生だけでも大きくなりあげられつつあるし、教育課程については、すでに昭和45年を期して改善実施のための作業が進められている。

まだ粗朴単純すぎるものがみられるのではないか。
以上最近における学校保健の大きな動向をとりあげてみたのであるが、一言にして云えることは、戦後20年にして、また学校保健制度確立後10年にして、今日なお問題は山積し、今後に大きな動向のあることを示していることであろう。

まだ粗朴単純すぎるものがみられるのではないか。
以上最近における学校保健の大きな動向をとりあげてみたのであるが、
一言にして云えることは、戦後20年にして、また学校保健制度確立後10年にして、今日なお問題は山積し、
今後に大きな動向のあることを示しているということであろう。
学校保健を動かしていく学校教育そのものの動向についても、ここ数年「生徒指導」の名称の下に、一面からは生活指導が、一面からはガイダンスの諸問題が、その進むべき道を制度化してきた。このことだけでも、あるいは保健指導に関連して学校保健に大きな関係を及ぼしている。また交通安全を中心としての学校安全の飛躍的な動向は、保健教育の基本的命題である生命尊重の具体的効果が安全によって強く緊急に要請されれている。しかし今日の学校保健の諸問題いすれをとつても、学校における管理や指導をどれだけ強化拡充しても、それだけで解決するものは一つもないといつていいのではないだろうか。この点を強く考えますと、学校保健を学校教育の外に移すべきだということもできない。なぜなら、家庭と地域社会がすべての児童生徒にとって、保健上望ましいものであるためには、今日の学校保健以上の問題があるからである。さらに学校教育によつてもたらされる家庭や地域社会における児童生徒の諸活動があり、われわれはこれだけでも大きな学校保健の必要性を感じるのである。また日本人ほど学

校教育を尊重するものはない。学校保健を軽視するところに国民保健の解決は存在しない。学校医、学校歯科医、学校薬剤師は、いずれも一方において、地域の保健に努力しているし、国民保健に直接努力している存在である。

学校保健の保健管理をみれば、幼稚園から大学まで、全く同一のありがたが学校保健法によって示されている。ただしへき地学校についてだけは、へき地教育振興法によつて別の努力点が明らかにされている。特殊教育に対する保健管理は一般教育のそれどどのように区別すればよいのであらう。特殊教育についての學習指導要領が近來ようやく區別してできてきた。また後期中等教育のありかたや、大学のありかたが、中央教育審議会において論議されいる。その論議にあわせて、これらに對する学校保健のありかたは、どのように考えるべきであろうか。また定期制、通信教育と学校保健の關係をどのように考えるのがよいであろうか。具体的にそして物心両面にわたるありかたを研究していく必要がある。幼稚園についても、行き届いた研究の必要がないだらうか。

日本の学校教育の發展と国民保健の問題解決のために、われわれの学校保健のもつてゐる課題は、限りなく多くそして深いものがある。

本号目次

第十七回

全国学校保健研究大会<計画と重点>

愛媛県教育委員会 保健体育課長 門屋 賢一

そのため、研究協議への参加者に自校における実践的
の事前研究を願い、その結果を研究資料として作成して自己の所属する班で互に資料を交換することとし、更に事前に委嘱している研究発表者の口頭による発表と、会員相互の研究協議により、その問題点を究明し、その改善対策をうちだすよう運営す

編集委員会は大会終了後、研究発表者より送付された研究に関する最終の原稿および各班の記録者により詳細に記録されている班別研究協議内容等を整理して、研究大会の報告書を作成し、各参加会員に送付し、その活用を願うために特に報告書の編集に重点をおくこととした。

○ 次の通り配慮した。
　　べき地教育

○ 山間、海辺にわけて、それぞれの特性にしたがい、じゅう分研究協議ができるよう工夫をした。

○ 特殊教育

この領域は従前、特殊学校に限られた観があり、したがつて普通学級の担当者の参加に困難性があるやに考えられていたので、今回は特殊学

午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後
視察	閉会式	班別研究協議	領域別研究協議	班別研究協議	開会式、表彰式、講演	通常委員会
		午前	午後	同	26日（日）	第2日
		27日（月）	午前	午後	午前	第3日
						午後

過去十六回にわたる大会は、制度
施設の充実推進に
はじまり、全職員
の学校保健への関
心と参加を高め、
すすんで地域社会
の理解と協力を深
め、さらに近代社
会を生きぬく活力
ある児童生徒の育
成をめざして研究
し、その成果をあ
げてきた。本研究
大会は、それらの
成果に加えて、自
主的積極的な児童
生徒の育成をめざ
し、教育基本法の
精神に基づく学校
保健の充実進展を
図り、研究大会と
成果を期待してい
るものである。

そのような方法で実施したらよいか等具体的に実践結果をおりまして、その内容を口頭で発表する。

二、班別研究協議

各班別に事前に委嘱している二、三の研究発表者による口頭発表や、参加の会員相互に交換される会員の実績に基づく事前研究資料等を中心にして、どう対策をたてるのがよいかについて具体的に研究協議をする

三、領域別研究協議

領域を同一にする会員が一堂に会し、班別に研究協議をした内容について具体的に司会者により報告をしより広い内容について各会員はその成果を聞き、内容のは握をする。

四、研究発表者の任務

研究発表者は、研究大会開催要項に掲載するための発表原稿を八月二十日までに大会本部に提出を願うとともに、研究大会報告書に掲載するための最終の原稿を大会終了後一ヶ月以内に大会本部に提出する。

五、研究大会報告書の重視

七、司会者	
司会者については、	学校教育に直接担当している者を各班ごとに開催に県内県外それぞれ一名をあて、学校現場の具体的な基礎のうえにたつた助言を頼うこととした。
八、助言者	
助言者については、	おもに学校教育に直接担当している者を各班ごとに開催に県内県外それぞれ一名をあて、学校現場の具体的な基礎のうえにたつた助言を頼うこととした。
九、領域ならばに班編成	
第一領域	学校保健計画と組織活動 (1班-4班)
第二領域	保健教育 (5-12)
第三領域	保健管理 (13-25)
第四領域	環境衛生 (26-30)
第五領域	学校安全 (31-36)
第六領域	精神衛生 (37-42)
第七領域	へき地教育 (43-45)
第八領域	特殊教育 (46-49)

これらについては、実施しないこととした。

十一、職域別研究協議
これについては、一応研究大会の内容外として、大会前日または終了後、各職域部門の自主的開催として実施することとした。したがつて、各職域とも開催要項が決定次第、関係部門より各県に通知される筈である。

十二、研究大会参加会員数
研究大会の性格上、各班の定員を最高五五名におさえたため、総参加者数が例年の大会より幾分下廻わりとしたがつて各県の参加者がやや減少したかと思われるが、この点ご了承願いたい。

十三、役員
役員は別に委嘱するので、枠外として取扱いをいたしたい。

十四、大会日程概略
前日 10月24日（金）
午後 本会評議員会

標会期
題場日
11月25日(土)～27日(月)
主会場 愛媛県民会館
学校保健を推進し、国家

る計画を立てておるので、参加会員は事前に十分研究を行ない、研究協議に参加するよう希望する。

員の連絡や運営等から考え不便であるので、宿舎に近い四つの会場にまとめて研究協議を願うこととした。

育に併せて普通学級の肢体不自由、視力障害、聴力障害、精神薄弱等を加え、より幅広い研究協議が行なわ

脳の働きをよくする

吉ヤハラ 粗品

ガンマ・アミノ酸

ガーデン

 錠・液・注
第一製薬 東京・日本橋 ★文献進呈

D 錠・液・注
第一製薬 東京・日本橋 ★文献進呈

**一度に
4種類の尿検査ができる!**

尿のpH・糖・蛋白・潜血に対する “Dip and Read”方式試験紙

ヘマコンビステイックス



販売元
三共株式会社



製造元
AMES Co., Inc.

昭和42年7月10日

学校医研修会

日時 5月27日28日両日
会場 東京都庁第2庁舎
主催 日本学校保健会、日本学校

講演題目および講師
①学校保健の本質と学校医の職務
文部省学校保健課長 田 健一
②学校安全をめぐる諸問題

本会理事長　湯浅謹而
学校保健の領域は年とともに広くなり、次々と新らしい問題が出現する
と同時に、古くしてしかも常に新らしい問題が根底に横たわり、学校医の職務も再確認の時期が来ているのではないかという意味から、上掲の題目を選び、文部当局の指導を受けることとしたのである。

第1日の午前中、田課長の講演があり、午後はあらかじめ会員から出されていた質疑に対し、田課長から応答があった。この質疑応答は三時間にわたり、非常に充実し、学校医執務上の多くの疑点が明らかにされた。今までにこんな例はなく、その内容をここに示したいのであるが、紙面の都合上それができないのは残念である。聽講者約二〇〇名

主催 日本学校保健会、日本学薬会、愛知県教委、名古屋市教委、愛知県学薬会、名古屋市学薬会

学校薬剤師研修会

⑥学校給食の衛生管理
名古屋市教委体保課長上野 正
⑦し尿浄化そうの構造と管理
愛知工業大学教授 板倉 誠
⑧水泳プールの管理
岐阜薬科大学教授 小瀬洋喜
出席者約三〇〇余名で、講演題目
が広範囲にわたり、また名古屋方面
の講師陣で講演内容が充実し、出席
者は最後まで静肅に聴講し、十分に

文部省専門員	元山 正
②学校保健組織活動	名古屋大学教授 水野 宏
③伝染病食中毒集団発生と学校薬剤	師 愛知教育大助教授 大西積守
④大気汚染の現況と学童への影響	三重県立大助教授 吉田克己
⑤学校飲料水の管理	愛知県衛生研究所理化部長 林 閔一

六大都市学校保健協議会
 期日 6月18日19日両日
場所 国立教育会館
 今回初めて北九州市が参
九州地区学校保健大会
期日 8月18日——20日
場所 官崎市民会館
学校歯科医研修会予告
期日 11月9日
場所 名古屋市

成員をあげることなかつまつた。
次回会場は東京都の予定である。
なお研修会前日の21日に、日学薬
会の役員会が開催され、次のことを
他のが決定された。
①日学薬会の結成は昭和26年で、本
年は15周年に当たるので、記念事業
を行なうこと。
②日薬会の内に学校薬剤師部会を設
けること。

寄付行為の一部変更がいよいよ去る4月21日付けで文部省から認可があつた。

改正の要点は本紙7頁にも掲載してあるが、今後の本会の活動に關係するところが多いので、重複をいとわずその主要点について説明を加えることとする。

一、改正の主要点

(1) 贊助会員の新設 学校保健關係者でなくして、学校保健に理解ある個人または会社等の協力、主として經濟的協力を求めるために設けたものである。たとえば優秀な学校保健用

品等を生産して、側面より学校保健の推進に協力している事業家などは第一の適任者と思われるが、その他多くの協力者が賛助会員として本会に入会せられることを期待している

②個人会員 従来も個人会員の規定はあつたが、今回賛助会員の規定新設にともない、個人会員の性格が明確にされた。すなわち従来は本会の目的に賛同するものなら誰でも入会できたのであるが、今後は、学校保健関係者にかぎって、個人会員として入会できることとなつた。従つて從来主として加盟団体で組織されて

(注射部位のスプレー式消毒剤)
本紙64号推薦公告の日本化薬KK
発売の右品目の学校渡し売価を二五〇円としたが、これは多数一括注文の場合はの売価であつて、少數注文の場合は、一本三〇〇円であるから、会社の申出でにより訂正する。

ぜひご購読を
隔月発行

教委学校等には無料配布をしておりま
すが、希望者には個人購読のお申
込みを歓迎します。

購読料一ヶ年二〇〇円（送料共）

原稿募集 営業やニュース
または学校保健に関する研究随想等の原稿を募集します。掲載分には薄
謝を呈します。

よい子のビタミン

綜合ビタミン・ミネラル剤

小豆 ポポン-S

三

シオノギ

■ 球田の学校保健衛生検査器

日本学校保健会推奨品

柴田学校保健衛生検査器8点セット 柴田化學器機工業株式會社

東京都台東区池之端3-1-25 TEL 822-2111
大阪市西淀川区柏里1-80-3 TEL 471-9027

本会役員の新陣容

改選経過報告

本会の各役員の任期は2年となつていて、昭和42年1月27日をもつて全役員の任期が満了となつた。新役員の選出法は、寄付行為(規約)に明示されている。すなわち次表のとおりである。

評議員 加盟団体ごとに一名推薦
学識経験者中理事会推薦
理事・監事評議員会選出 会長委嘱
理事長・常務理事 理事の互選
顧問 会長委嘱

理事・監事

去る昭和41年12月20日付けをもつて、各都道府県ならびに五指定都市の学校保健会長あて、評議員一名の推薦方の依頼状を発送した。その後未加入県市5を除き、各推薦を得て新評議員47名の決定をみた。

理事・監事の選出は、從来評議員会において会長一任となるのが例であつたが、本会の今後の発展のためには、地方各団体の声を十分に反映させる必要があるとの各方面の意見に従い、昨秋の前橋市での評議員会において、理事・監事選考委員会を構成し、この委員会に一任することが議決された。その席上で、東京都を含め全国7地区から各2名の選考委員があげられ、当日の第1回委員会で群馬県学校保健会長羽生田進氏



評議員

理 事 長
常務理事

去る4月27日および5月23日の両

就任ご挨拶

理 事 長
湯 浅 謙 而

が委員長に選ばれた。
その後選考委員会で選考が進められ、全国7地区から各2名の理事と職域その他から各2名ないし1名の理事計30名が選出され、別に職域から選出された監事5名とともに、それぞれ会長から委嘱があつた。

回の理事会において、理事長として元文部省教科調査官湯浅謙而氏が、また常務理事16名が互選された。

顧問

都道府県五大市の学校保健会との関係を強めまた密接にすることに専念しなければならないと存じます。以上の極めて当然のことを実践的に明らかにしていきたいと存じます。

日本学校保健会は、全国の児童生徒全体のために存在し、学校保健関係者全体のために存在することを、

が、從来の内藤督三郎氏のほかに、今回新たに重田定正氏が加えられた。同氏は昭和21年本会発足以来理事の任にあり、その間理事長・副会長の重責を負われ、その功績まことに甚大である。今後は顧問として、会長の諮問に応じられることとなり、いよいよそのご活動が期待される。(各新役員の氏名は別頁参照)

今回、夢想だにしていなかつた本会理事長の仕事を受けることになりました。理事会における投票選挙において特に多数であったとはい、私はしては、このような責任のある仕事を、文部省を退職した直後ひき上げてよいかと種々思い悩んだのでございますが、関係各位から勇気を出してひきうけよとの直言に思い直して、及ばずながら一所懸命つとめることにいたしました。たとえ僅か

な期間でありましても、日本学校保健会の仕事にあたる限り、次のように考えで努力いたしたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

日本学校保健会のしなければならない今一つの仕事は、全国の関係者各位の、学校保健について努力されていることを、さらに拡充されることを、さらに拡充されることを、さらによります。

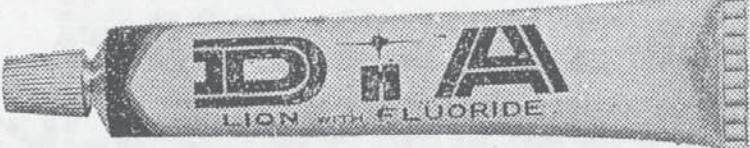
学校保健会の発展は、児童生徒の健康の実現になければなりません。このためには、文部省・教育委員会の行政上の措置や、これに即応する学校の努力が進められています。われわれ学校保健会の活動が、それを円滑に効果的にするようにならなければいけないことがあります。また、日本学校保健会は、都道府県・五大市のそれぞれの学校保健会の加盟によって始めて存続する上申してよいのであります。

以上皆様のご理解ご協力によつて、わが国の学校保健の発展のために、日本学校保健会が本来の活動を少しでも強化できますよう念願し、そのため微力を捧げることを誓いまして、ご挨拶に代えるしだいでございます。

歯をカタくする新〈フッソ歯磨〉

★安定性のたかいモノフロを配合。歯質を強くして、ムシ歯を強力にふせぎます

★スカットした味の異色のフッソ歯磨です



ライオン
ライオン
90グラム 120円

小中学生にはジュニア・ダイヤ

新役員氏名

(敬称略・○印常務理事

顧會長間

理事 30名（定員25名—30名）

定員25名—30名

42 40 30 初任時
4 5 4
1 6 22

養護教諭	○千葉	山中	正一	薬
監事 5名	(定員3名-5名)	○千葉	大つ	
学校医	斎藤	宗久		
学校歯科医	米島	正一		
学校薬剤師	渡部	重徳		
養護教諭	久保	正憲		
学校歯科医	堀内	フミ		

日本学校薬剤師会理事
文部省学校保健分科審議会委員
東京都学校医会会长
東京都高砂小学校校医
日本学校歯科医会監事
日本学校薬剤師会理事
養護教員部会長

お子さまを強く大きく!

ア・シ・ビ・タ・ン・ペ・レ・[®]

ア・ソ・シ・ア・ソ・ン・ペ・レ・チョ・コ・レ・ト

しゃぶっているだけで、お子さまの成長に必要なビタミンが補給できます。毎日食後におのみ下さい。



タケダ薬品

本会寄付行為の一部変更

「一部変更までの経過について」本会規約の寄付行為の一部変更が、去る4月21日付で文部省から認可されたので、この機会にその全文をここに掲載することにする。変更の主な点は次のようなものである。
①学校衛生とか保健衛生といった用語を整理して、学校保健の用語に統一した。②賛助会員の規定を新設した。この事由は、会員の範囲を学校保健関係者に限定せず、広く入会の道をひらいたもので、これは主として経済面の協力を仰ぐ点にあり、会費は当分、入会金2万円、年間会費1万円である。なお、今回の寄付行為の一部変更には相当の年月を要した。というのは、この問題が初めて常務理事会の議題になったのは、昭和38年10月で、その後、寄付行為改正委員会を作つて検討を重ね、昭和40年秋の伊勢市における評議員会に改正案を提案して可決、文部省の認可を求めたが得られなかつた。そこで引続き常務理事会で検討を加え、修正案を昨秋の前橋市における評議員会に再提案可決、ようやく今回文部省の認可が得られたものである。この改正で賛助会員の新設により、本会の事業が大いに期待されると同時に、本会として多数の入会申込みを待ち望んでいるわけである。

財団法人日本学校保健会寄附行為

昭和二年九月二日
昭和二年四月二日
昭和二年三月二日
昭和二年一月二日

第一章 総則

第一条 この会は、財団法人日本学校保健会と称する。

第二条 この会は事務所を東京都港区芝西久保明舟町十番地に置く。

第二章 目的および事業

第三条 この会は、学校保健の研究ならびに普及発達を図り、これが施策に寄与することを目的とする。

第四条 この会は、前条の目的を達成するため左の事業を行う。

一、学校保健の文教施策に対する協力。

二、学校保健に関する全国的な

びに地方ブロック大会の開催。
三、学校保健思想の普及啓発。
四、学校保健に関する調査研究。
五、学校保健に関する事業の企画
および実践。
六、学校保健関係者の指導および
研修。
七、学校保健施設の経営助成。
八、学校保健資材の斡旋。
九、この会の目的その他達成に必
要な事業。

第五条 この会の資産は左の各号か
ら成る。

第三章 資産および会計

事業遂行上必要があるときは、理事会の議決を経て特別会計を設けることができる。

第十条 この会の決算は、会計年度終了後二箇月以内に理事長が作成し、財産目録および事業報告書ならびに財産目減事由書とともに監事の意見をつけて、理事会の承認を受け、文部大臣に報告しなければならない。

この会の決算に剩余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰越すものと

三、贊助会員とは、この会の目的に賛同する団体または個人で、理事会の承認を経て入会したもののをいう。

第十二条の二 加盟団体・個人会員および贊助会員は、この会に対し別に定める規定により毎年度一定額の醵出金を納入しなければならない。

前項以外の必要な規則は、理事会の議決を経て別に定める。

第五章 役員および職員

第十三条 この会に左の役員を置く

第四章 加盟団体・個人会員

員および賛助会員

第十二条 この会に加盟団体・個人会員および賛助会員を置く。

一、加盟団体とは、この会の目的に賛同する都道府県および指定都市を単位とする学校保健団体で、理事会の承認を経て入会したもの。をいう。

二、個人会員とは、学校保健関係者であつて、この会の目的に賛同するもので、理事会の承認を経て入会したもの。をいう。

第十三条の二 収支予算で定めるものを除く外、新たに義務の負担をしまたは権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経かつ、文部大臣の承認を受けなければならぬ。

借入金（その会計年度内の収入をもつて償還する一時借入金を除く）についても同様とする。

第十四条 この会の会計年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十日による。



学童の保健栄養剤

完全乳化
効力安定

カワイ肝油ドロップ

製造発売元

河合製薬株式会社

東京都中野区新井2-51-8

副会長 二十五名以上三十名以内
(内理事長一名、常務理事若十名)
監事 三名以上五名以内
評議員 五十名以上六十名以内
前項の外顧問および参与各若干名
を置くことができる。

第十四条 会長および副会長は理事会で選任する。
会長はこの会を統轄する。
副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。

第十五条 理事長、常務理事は理事の互選で定める。
理事長はこの会を代表し、会務を総理する。
常務理事はこの会の常務を掌理する。

第十六条 理事は、評議員会で選出し、会長が委嘱する。
理事は会務を掌理する。

第十七条 監事は評議員会で選出し、会長が委嘱する。
監事は、会計ならびに会務執行の状況を監査する。

第十八条 評議員は、左の各号によるものをもつて充てる。
一、加盟団体ごとに推薦された一名の代表者。
二、学識経験のあるものであつて、理事会で推薦されたもの。
評議員はこの会の重要な事項を審議する。

第十九条 顧問および参与は、会長が委嘱する。
顧問は会長の諮問に応じ、参与は会務に参画する。

第二十条 役員であつて、その任に堪えないものがあるときは、理事会の議決によつて解任することが

第二十一条 役員の任期は二年とする。
但し、重任を妨げない。
補欠による役員の任期は、前任者の
の残任期間とする。
増員による役員の任期は現任者の
就任するまでは、なおその職務を
行うものとする。
第二十二条 この会に事務職員を置
く。
事務職員に関する規程は、別に定
める。

第二十六条 評議員会および理事会は、各構成員の二分の一以上の出席がなければ開会することができない。

但し、委任状により代理者を定めたとき、または書面で意思を表示したものは出席者とみなす。

第二十七条 評議員会および理事会の議決は、各出席者の過半数をもつて決し、可否同数のときは議長の決するところに従う。

第七章 部会

第二十八条 この会に部会を置く。部会に関する規程は別に定める。

第八章 削除

第二十九条 削除。

第九章 学校保健研究所

第三十条 この会に、学校保健研究所を置く。

学校保健研究所に関する規程は別に定める。

第十章 特別事務機構

第三十一条 この会の会務の遂行上、とくに必要あるときは、特別事務部局を設けることができる。特別事務部局に関する規程は別に定める。

第十一章 寄附行為の変更

第三十二条 この寄附行為は、理事会および評議員会の議決を経、かつ文部大臣の認可を受けなければ変更することができない。

第三十三条 この会は、理事会および評議員会の議決を経、かつ文部大臣の許可を受けなければ解散することができる。

第三十四条 この会の解散の場合における残余財産は、前条の手続によることとする。

この会の目的に類似の目的を有する公益事業に寄附するものとする。

第十二章 捐 賛

この寄附行為施行に関する必要な細則は、理事会の議決を経て別に定める。

付 則

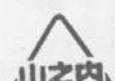
この寄附行為は、昭和四十二年四月一日から適用する。



ブルーデー
女性の目を一変させた…

新製品 エミールソフトの秘密

- いつもサラッとしたハダざわり
 - 長時間ご使用になっても失敗のおそれがありません——



「女性の目に高級ナプキン

エミールソフト